

「大阪府分譲マンション管理適正化及び再生円滑化基本計画（案）」に対する府民意見等と対応方針、府の考え方について

募集期間：令和3年12月20日（月曜日）から令和4年1月20日（木曜日）まで

募集方法：電子申請、郵送、ファックス

募集結果：1名から、延べ2件（うち、意見の公表を望まないもの0件）のご意見・ご提言をいただきました。

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。なお、ご意見等は、個人や団体を特定又は類推できる情報を除き、原則原文のまま掲載しています。

番号	ご意見等の内容	府の考え方
1	築年が40年以上の分譲・賃貸マンションはやはり経年劣化による壁面剥落等、身体財産に影響が多い。完全空室になると地域イメージも悪いし、解体となるとリスクが多い。	計画（案）の趣旨に沿ったご意見として承ります。
2	現在タワーマンションが多く、今日のトレンド化している反面現在市場では好調であるが40～50年築年数だったが当面の耐震性とかが維持できるか？空家率は？特に今のマンションはメンテナンスが必要ではないでしょうか？そろそろタワーマンションの高さ、容積率、耐震性、場所、メンテナンスの改正を厳正化して欲しいです。	建築物の高さや容積率などは、タワーマンションに限らず、都市計画法や建築基準法等に基づき定められているものであり、計画（案）はマンションの管理適正化及び再生円滑化を対象としているため、原案通りとさせていただきます。